



特定非営利活動法人 上越地域活性化機構

平成24年度 通常総会

日時：平成24年5月24日(木) 15:00～
会場：ロワジールホテル2階 桜の間

次 第

1. 開 会
2. 定足数の確認
3. 理事長挨拶
4. 議長選出
5. 議事録署名人の選任
6. 議案審議
 - ・ 第1号議案 平成23年度事業報告 承認の件
 - ・ 第2号議案 平成23年度特定非営利活動会計収支決算
報告及び監査報告 承認の件
 - ・ 第3号議案 平成24年度事業計画(案) 承認の件
 - ・ 第4号議案 平成24年度特定非営利活動会計収支予算(案)
承認の件
 - ・ 第5号議案 定款一部変更及び規定策定 承認の件
 - ・ 第6号議案 役員の変更について 承認の件
7. その他 会員動向等について
8. 閉 会

平成23年度 事業報告

23年度は、新規に創設した上越地域情報プラットフォーム研究会では、デジタルサイネージ研究会を発足し、まちかどサイネージネットワークを構築するための研究会を開催しました。

また、本年度の地域活性化セミナーでは、「技術者育成に関する研究会」と「GIS利用のための研究会」では“FaceBook 活用法”を主眼として開催した。また、「人材育成に関する研究会」においては、「人事労務セミナー」をそれぞれ開催し、多くの皆様から参加を頂きました。また、普段なかなか接する機会の少ない他団体とのビジネス交流と親睦を図るため、「十日町地域ソフトウェア産業協議会」様との交流会を開催しました。

■ 理事会

・第1回理事会

開催日時：平成23年8月11日（木）15：00～17：00

開催場所：くびき野地理空間情報センター会議室

審議事項：

- ・ 新規会員の入会について
- ・ 十日町地域ソフトウェア産業協議会様との交流会について
- ・ その他

・第2回理事会

開催日時：平成23年9月30日（金）14：00～16：00

開催場所：上越市春日謙信交流会館

審議事項：

- ・ 上半期の予算執行状況報告
- ・ ORAJA 地域活性化セミナー案の確認
- ・ その他

・第3回理事会

開催日時：平成23年12月2日（金）16：00～17：00

開催場所：株式会社ジェーミックス会議室

審議事項：

- ・ ORAJA 地域活性化セミナーの進捗状況の確認
- ・ その他
- ・ 総会ならびに懇親会について
- ・ その他

・第4回理事会

開催日時：平成24年5月11日（金）14：00～16：00

開催場所：上越市教育プラザ 2階研修室

第1号議案

審議事項：

- ・平成23年度事業報告及び収支決算報告について
- ・平成24年度事業計画（案）及び予算（案）について
- ・法改正に伴う定款変更及び規定策定について
- ・役員の変更について
- ・通常総会・懇親会について
- ・その他

■新潟県IT産業ネットワーク21との連携 事業

- ・平成23年度IT21総会

日時：平成23年6月15日（水） 15：30～16：00

会場：NICOプラザ会議室（万代島ビル11F）

- 内容：
- ・平成22年度事業報告・決算報告
 - ・平成23年度事業計画・事業予算
 - ・平成23年度役員改選について
 - ・IT21活性化セミナー
『ITサービス産業の活性化に向けたIPAの取り組み』
（独）情報処理推進機構 IT人材育成本部
ITスキル標準センター事業グループグループリーダー 島田 高司氏
 - ・会員交流会（日航パノラマラウンジ）

- ・第1回幹事会（曾田専務理事出席）

日時：平成23年6月15日（水） 14：30～15：00

会場：NICOプラザ会議室

- 内容：
- ・総会付議事項
 - ・幹事会開催計画について
 - ・NICO次期プロジェクトについて

- ・第2回幹事会（曾田専務理事出席）

日時：平成23年9月7日（水） 13：30～15：00

会場：NICOプラザ会議室

- 内容：
- ・事務局報告事項
 - 1) 5/13「最新のネットワーク導入事例に見る技術動向セミナー」を後援
 - 2) 5/23「日本及び新潟の組込み産業の強みと弱みセミナー」を後援
 - 3) 7/15 新潟県ソフトウェア産業振興懇談会《県会議員・県との懇談会》
 - ・NICOとの連携事業の進捗報告
 - 1) IT戦術研究会《観光推進団体・Web広報サービス・教育関連システム》

第1号議案

2) 関東経済産業局 広域関東地域クラウド推進事業

・その他

・第3回幹事会（曾田専務理事出席）

日 時：平成23年11月28日（月） 13：30～14：15

会 場：NICO プラザ会議室

内 容： ・事業報告（事務局）

・NICO との連携事業の進捗報告

1) IT 戦術研究会《観光推進団体・Web 広報サービス・教育関連システム》の成果報告を 2/28 に開催予定

2) 関東経済産業局 広域関東地域クラウド推進事業

・第4回幹事会

日 時：平成24年2月28日（火） 12：15～13：15

会 場：ホテル日航新潟 「桃李」

内 容： ・事務局報告事項

1) 3/14（水）「関東地域クラウド推進事業マッチングセミナー」後援予定

2) 3/16（金）「ソフトウェアテストシンポジウム in 新潟」後援予定

・NICO 次年度事業「クラウド活用ビジネス創出事業」の概要について

・次年度の事業計画について

・その他

■上越地域情報プラットフォーム研究会 事業

デジタルサイネージと光回線、WiFi、Felica 等を利用した、双方向情報配信事業を創出するため、ORAJA 会員向けに「まちかどサイネージネットワーク研究会」を立ち上げ勉強会を開催し、デジタルサイネージの活用について研究しました。

・第1回 研究会

日 時：平成23年11月4日（金） 13：00～

会 場：ジェミックス会議室

内 容：事業化の説明と検討

・第2回 研究会

日 時：平成23年12月2日（金） 15：00～

会 場：ジェミックス会議室

内 容：シャープ(株)よりプレゼン紹介

■技術者育成に関する研究会 事業

平成23年度のクラウド入門セミナーから引き続き、クラウド活用ビジネスを本年度の柱としてGIS利用のための研究会と連携して、FaceBookなどSNSビジネス活用に関するセミナーを開催しました。

開催期間	平成24年2月24日(金) 13:00~17:00	
開催場所	上越市市民プラザ 第3会議室	
開催内容	<p>第一部 講演題目： ビジネスのためのFacebook 活用法（基礎編） 講師： 株式会社コモンズ 代表取締役社長 武田 浩昭 氏</p> <p>第二部 講演題目： クラウド時代の新しいプレゼンツールとその活用法 講師： 株式会社国土開発センター 総務部グループリーダー 新村 志保 氏</p>	参加者数 50名



■人材育成に関する研究会 事業

労働基準法の改正に伴い、複雑化する労使関係に関連し「就業規則」の見直しも非常に重要になってくることから「従業員に納得してもらえらる労働条件」をテーマに、労使間で起きるトラブルを回避するための対処法、メンタルヘルス等についての講演会を行いました。

開催期間	平成 23 年 11 月 10 日 (木) 14:00～16:00	
開催場所	職業訓練法人 上越職業訓練協会 上越人材ハイスクール	
開催内容	◎講演 講演題目： 会社を守る“最新”人事労務・就業規則セミナー 講師： 三井住友海上経営サポートセンター 門間 康二 氏	参加者数 25 名



■GIS利用のための研究会 事業

1) 災害時要援護者管理システム事業

上越市高齢者支援課との連携による継続事業として、13区がネットワーク化されたシステムのカスタマイズ及び保守管理を実施しました。

○受注業務：

- ・平成 23 年度災害時要援護者管理システム改修業務委託
- ・平成 23 年度災害時要援護者管理システム改修業務委託（その 2）
- ・平成 23 年度災害時要援護者台帳庁内ネットワークシステム保守管理業務委託

2) RTK-GPS 固定点活用推進事業

東北大震災の影響で、RTK-GPS 固定点も大きく変位(移動)したため、1 カ月以上運用を停止しました。その後任意座標にて運用を開始。現在に至っています。

第1号議案

ユーザ数： 9団体 （平成24年3月31日現在）

- 3) セミナーにおいては、クラウド活用ビジネスを本年度の柱として技術者育成に関する研究会と連携して、FaceBookなどSNSビジネス活用に関するセミナーを開催しました。

■その他

- ・ロボカップへの協賛
- ・くびき野NPOサポートセンターとの連携
- ・食を育む会との連携

以上

平成23年度 特定非営利活動会計収支決算書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

特定非営利活動法人上越地域活性化機構

【収入の部】

※ 比較増減欄の(△)は 収入・支出とも予算超過をあらわします。

		23年度予算	決算額	比較増減※	摘要
会費収入	入会金				
	正会員	60,000	40,000		
	賛助会員	0	0		
	会費				
	正会員	870,000	780,000	90,000	30,000*26会員
	賛助会員	0	0		
小計		930,000	820,000	90,000	
事業収入	情報化推進センター事業				
	RTK固定点システム事業	594,825	456,018	138,807	一般ユーザー3社、金井度量衡
	上越市災害時要援護者台帳業務	2,530,500	2,945,250	△ 414,750	保守、改修作業、等
小計		3,125,325	3,401,268	△ 275,943	
雑収入	預金利息等	0	261	△ 261	
当期収入合計(A)		4,055,325	4,221,529	△ 186,204	
前期繰越金(B)		775,937	775,937		
収入合計(C)=(A)+(B)		4,831,262	4,997,466		

【支出の部】

		23年度予算	決算額	比較増減※	摘要
事業費	情報化推進センター事業 (地域産業クラスター形成事業と統合)				
	RTK固定点システム事業	587,400	489,834	97,566	jmix、くびき野、口座振替手数料
	上越市災害時要援護者台帳業務	2,448,000	2,850,386	△ 402,386	桑原測量・JCS・丸互
	支援補償費	80,000	0	80,000	
	GISセミナー	0	66,100	△ 66,100	
	情報セキュリティ関連事業				
	情報セキュリティに関する事業	0	0	0	
	人材育成教育センター事業				
	ロボカップ協賛金	30,000	30,000	0	
	技術者育成セミナー	50,000	69,400	△ 19,400	
	人材育成セミナー	50,000	8500	41,500	
小計		3,245,400	3,514,220	△ 268,820	
管理費	事務局経費				
	事務委託費	360,000	378,000	△ 18,000	jmix、くびき野
	諸会費	67,000	67,000	0	IT21(50,000)、くびき野NPO(10,000)、食育(7,000)
	通信費	58,000	47,710	10,290	NTT電話料、郵送料
	交通費	20,000	1,400	18,600	IT21交流会
	ネットワークホスティング	60,000	63,000	△ 3,000	jimix 5,250*12ヶ月
	租税公課	120,000	70,800	49,200	法人県民税、市民税、収入印紙 等
	交際費	30,000	63,380	△ 33,380	IT21交流会、香典・生花、JSIRC記念式典出席
	消耗品費	5,000	6,537	△ 1,537	ゴム印代
	手数料	5,000	8,470	△ 3,470	振り込み手数料等
	決算処理及税務申告業務委託	60,000	63,000	△ 3,000	経営ブレイン
	会議費	20,000	33,402	△ 13,402	理事会、総会等会場費
	広告宣伝費	5,000	17,600	△ 12,600	NPOPRESS掲載、HP更新料
小計		810,000	820,299	△ 10,299	
当期支出合計(D)		4,055,400	4,334,519	△ 279,119	
当期収支差額(A)-(D)		-75	-112,990		
次期繰越金(C)-(D)		775,862	662,947		

平成23年度 貸借対照表

平成24年3月31日現在

特定非営利活動法人上越地域活性化機構

科目・摘要	金額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	0		
普通預金 上越信金 高田中央支店	574,668		
八十二銀行 高田支店	43,916		
第四銀行 高田営業部	50,690		
未収金	1,182,900		
流動資産合計		1,852,174	
2 固定資産	0		
固定資産合計		0	
資産合計			1,852,174
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	1,189,227		
流動負債合計		1,189,227	
2 固定負債	0		
固定負債合計		0	
負債合計			1,189,227
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		775,937	
当期正味財産増加額		▲ 112,990	
正味財産合計			662,947
負債及び正味財産合計			1,852,174

内訳

未収金

上越市災害時要援護者台帳業務	1,086,750
RTK利用料(2、3月分)	66,150
その他	30,000

計 1,182,900

未払金

上越市災害時要援護者台帳業務費	1,047,641
RTK手数料等(1~3月分)	97,335
NTT電話料(3月分)	7,501
ホスティング(3月分)	5,250
事務委託費(3月分)	31,500

計 1,189,227

会計監査報告

特定非営利法人上越地域活性化機構
理事長 宮下 寿幸 様

上越地域活性化機構 規約第 37 条 2 項の規定により監査を行ったので、その結果を下記の通り報告します。

記

監査月日 平成 24 年 5 月 21 日

監査対象 平成 23 年度会計収支決算

監査結果

1. 現金の収支状況
現金の出納は正確であり、支払いなどの帳簿も
確実に保管されていた。
2. 所見
特記事項なし

以上

監事

星野一雄 

監事

尾崎正弘 

平成24年度 事業計画（案）

1. 研究会の継続

内容については、以下の通りです。

研究会名称	担当理事	計画
上越地域情報プラットフォーム研究会	曾田 耕一 氏 株式会社 ジェーミックス 徳道 茂 氏 株式会社 ジェイテック	近隣自治体との連携、事業の提案・推進
技術者育成に関する研究会	水上 喜芳 氏 株式会社 JCS コンピュータサービス 竹田 洋 氏 株式会社 丸互	NICO 連携、セミナーの実施
人材育成に関する研究会	坂詰 吉寛 氏 JCC ソフト株式会社	人材育成に主眼を置いた経営者及び幹部向けセミナーの開催
GIS 利用のための研究会	宮下 寿幸 氏 株式会社 桑原測量社	空間情報の利用環境整備

2. 事業の推進

(1) 新潟県 I T 産業ネットワーク 21 との連携 事業

NICO の情報戦力チームの事業として、引き続き行われる「クラウド活用ビジネス創出促進プロジェクト」と連携し協力を継続する。

(2) 上越地域情報プラットフォーム研究会 事業

1) 地域デジタルサイネージネットワーク構築事業

デジタルサイネージと光回線、WiFi、Felica 等を利用した、双方向情報配信事業を創出するため、ORAJA 会員による「まちかどサイネージネットワーク研究会」を開催し、デジタルサイネージの活用と効果について研究し事業化を目指す取り組みをします。

(3) 技術者育成に関する研究会 事業

NICO が行う「クラウド活用ビジネス創出促進プロジェクト」と連携した取り組み、および「クラウド活用ビジネス」を引き続き柱としたセミナーを開催するなど技術者の育成に努めます。

(4) 人材育成に関する研究会 事業

人材育成のための経営者及び幹部に対する人材教育や、I T 事業に関連する知的財産権などの法的知識習得のためのセミナーなどを開催します。また、技術者育成に関する研究会と連携しながら、市の担当者を招くなどして各方面に対する政策方針の理解し、引き続き公募事業へチャレンジするための場を設けることも検討していきます。

第3号議案

(5) GIS利用のための研究会 事業

1) 災害時要援護者管理システム事業 (継続)

上越市高齢者支援課との連携による継続事業として、13区がネットワーク化されたシステムのカスタマイズ及び保守管理を本年度も実施します。

2) RTK-GPS 固定点活用推進事業 (継続)

東北大震災の影響で、RTK-GPS 固定点も大きく変位(移動)した固定点を再び世界測地系座標として運用を開始します。(平成24年6月中に復帰予定)

4) 地理空間情報活用促進並びに共同利用環境整備事業 (継続)

① 地理空間情報基盤(WebGIS 環境)及び高精度位置情報配信システムを背景にした社会基盤インフラ整備を産学官連携による推進・構築をめざします。

② 本年度の活性化セミナーについては、全国GIS技術研究会、にいがたGIS協議会、長岡GIS協議会と共催により開催します。

・セミナー名：平成24年地理空間情報活用促進セミナーin新潟(仮)

・開催予定日：平成24年10月2日(火)午前10:00~17:00

・開催予定会場：長岡駅前 シティホールプラザ「アオーレ長岡」

3) スマートフォンを活用した「園バスサポートシステム」導入拡大事業(新規)

少子化の影響で幼稚園・保育園の統合化が進む、安全安心な送迎バス(園バス)の運行が望まれる。妙高市・上越市と連携し、園バスサポートシステム事業として本年度より取り組み、導入・拡大による安全安心なバス運行を支援します。

5) RTK-GPS を活用したIT除雪システム実用化事業(新規)

・平成21~22年度の2年間を掛け、長岡技術科学大学と共同研究開発を行ってきた事業で、経済産業省「新連携事業化」補助事業採択による実用化を目指して、NICO及び独立行政法人 中小企業基盤整備機構の協力を得ながら事業を進めます。

■その他

1) 官民連携による公募事業等への取り組み

自治体及び当団体の会員の皆さまとのアライアンスにより公募事業に積極的にチャレンジします。

2) ロボカップへの協賛(継続)

3) くびき野NPOサポートセンターとの連携(継続)

4) 食を育む会との連携(継続)

以上

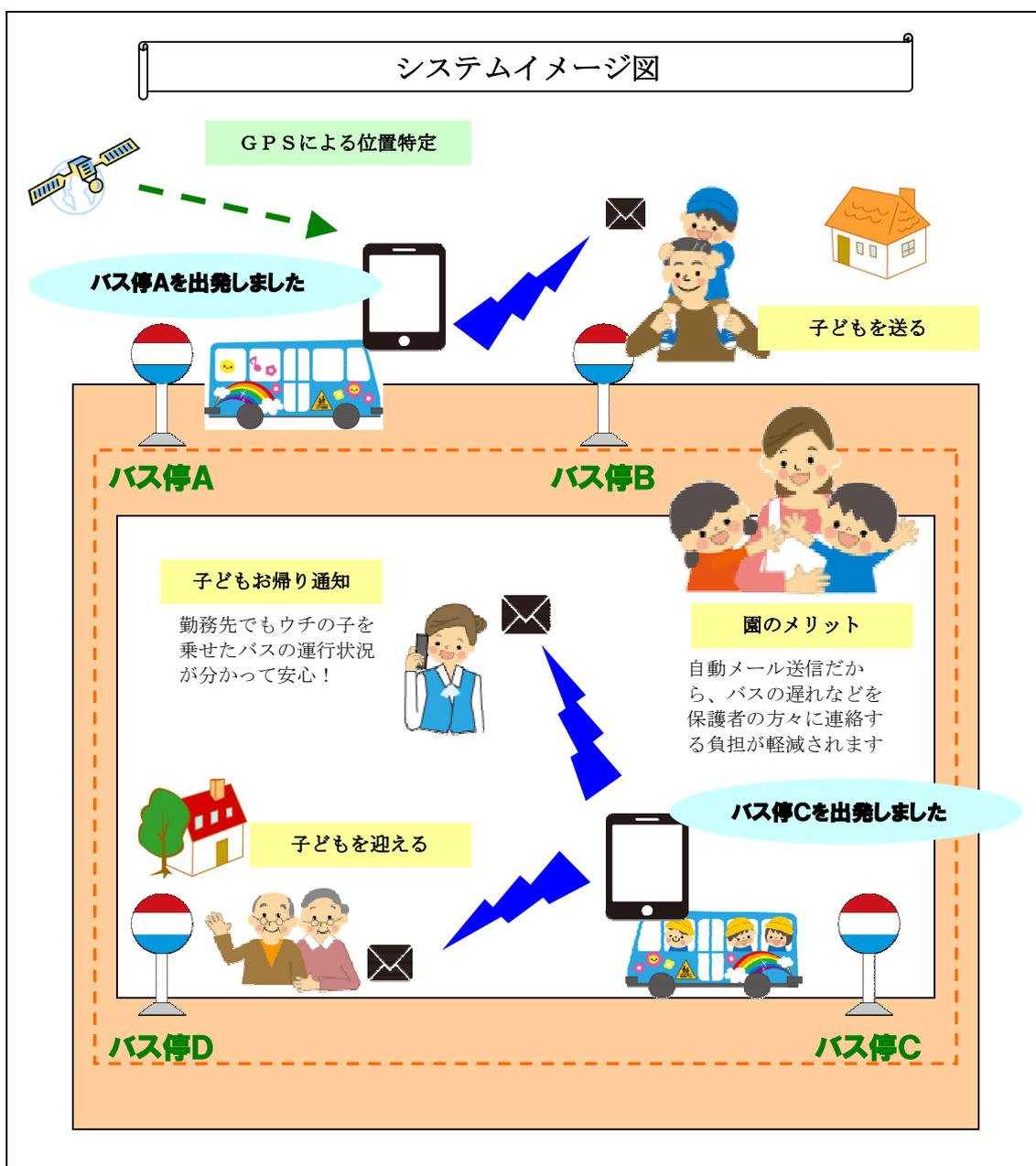
園バスサポートシステム

システム概要

スマートフォンのGPS機能でバスや停留所等の位置関係を特定し、バス停留所からの出発を通知するメールを自動で送信する機能です。

これによって冬の豪雪、夏の猛暑といった悪天候の中、長時間屋外でバスを待つことを解消します。また、「お帰りのバスがきちんと運行している」ということが分かるため我が子の帰宅がわかり安心につながります。

メール送信は自動で行われ、バスの運行状況がリアルタイムかつ確実に保護者に通知されるので、園の負担軽減にも寄与します。



平成24年度 特定非営利活動会計予算(案)

特定非営利活動法人上越地域活性化機構

【収入の部】

		23年度予算	24年度予算案	摘要	
会費収入	入会金	正会員	60,000	0	
		賛助会員			
	会費	正会員	870,000	780,000	30,000×26会員
		賛助会員	0	0	
小計		930,000	780,000		
事業収入	RTK固定点システム事業		594,825	270,900	一般2社、金井度量衡
	上越市災害時要援護者台帳整備委託		2,530,500	2,500,000	H24年度保守、システム改修業務
	小計		3,125,325	2,770,900	
雑収入	預金利息	0	0		
当期収入合計(A)		4,055,325	3,550,900		
前期繰越金(B)		775,937	662,947		
収入合計(C)=(A)+(B)		4,831,262	4,213,847		

【支出の部】

		23年度予算	24年度予算案	摘要	
事業費	情報化推進センター事業 (地域産業クラスター形成事業と統合)				
	RTK固定点システム事業		587,400	263,220	
	上越市災害時要援護者台帳業務		2,448,000	2,425,000	保守、システム改修作業
	園バスサポートシステム事業			0	
	GISセミナー		0	20,000	
	情報セキュリティ関連事業				
	情報セキュリティに関する事業				
	人材育成教育センター事業				
	ロボカップ協賛金		30,000	30,000	
	技術者育成セミナー		50,000	50,000	
	人材育成セミナー		50,000	50,000	
支援補償費		80,000	0		
小計		3,245,400	2,838,220		
管理費	事務局経費				
	事務委託費		360,000	378,000	事務局(jmix、くびき野)
	諸会費		67,000	67,000	IT21、くびき野NPO、食育
	通信費		58,000	48,000	電話料、切手
	交通費		20,000	5,000	
	ネットワークホスティング		60,000	63,000	
	租税公課		120,000	72,000	県・市法人税、収入印紙
	交際費		30,000	30,000	慶弔見舞金、交流会参加費等
	消耗品費		5,000	4,000	事務用消耗品等
	手数料		5,000	5,000	振込手数料等
	決算処理及税務申告業務委託		60,000	63,000	
	会議費		20,000	20,000	総会、理事会会場費等
	広告宣伝費		5,000	5,000	NPO PRESS掲載、HP更新料
小計		810,000	760,000		
予備費		775,862	615,627		
当期支出合計(D)		4,831,262	4,213,847		
次期繰越金(C)-(D)		0	0		

第5号議案

改正特定非営利活動法の施行（平成24年4月1日施行）に伴う定款の変更

○活動分野の追加

活動分野の追加 17分野から20分野になり、法別表の各号の番号が変更になりました。

○収支計算書等に係る改正

「収支計算書」ではなく、「活動計算書」の作成が義務付けられました。

○事務所に備え置き、閲覧に供する書類・場所の追加

従たる事務所においても主たる事務所と同様の書類の備え置き・閲覧が義務付けられ、さらに備え置き・閲覧書類に「最新の役員名簿」が追加されました。

○総会決議の省略

会員全員が書面や電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす（みなし総会決議）ことが可能になりました。

○その他、県指導のもとでの変更箇所あり。

定款中の変更しようとする箇所

旧 条 文	新 条 文
<p>(事務所) 第2条 この法人は主たる事務所を新潟県上越市本町5丁目5番9号に置く。</p> <p>(活動の種類) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 ①<u>特定非営利活動促進法第2条別表3号(まちづくりの推進を図る活動)</u> ②<u>特定非営利活動促進法第2条別表12号(情報化社会の発展を図る活動)</u> ③<u>特定非営利活動促進法第2条別表14号(経済活動の活性化を図る活動)</u> ④<u>特定非営利活動促進法第2条別表15号(職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動)</u></p> <p>(総会の権能) 第20条 総会は、この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する次の事項を議決する。 ①定款の変更 ②解散 ③他の特定非営利活動法人との合併 ④事業計画及び<u>収支予算</u>の決定並びにその変更 ⑤事業報告及び<u>収支決算</u>の承認 ⑥その他この法人の運営に関する重要事項</p> <p>(総会の議決) 第25条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員合計票数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。この場合において、</p>	<p>(事務所) 第2条 この法人は主たる事務所を新潟県上越市に置く。</p> <p>(活動の種類) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 ①<u>まちづくりの推進を図る活動</u> ②<u>情報化社会の発展を図る活動</u> ③<u>経済活動の活性化を図る活動</u> ④<u>職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動</u></p> <p>(総会の権能) 第20条 総会は、この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する次の事項を議決する。 ①定款の変更 ②解散 ③他の特定非営利活動法人との合併 ④事業計画及び<u>活動予算</u>の決定並びにその変更 ⑤事業報告及び<u>活動決算</u>の承認 ⑥その他この法人の運営に関する重要事項</p> <p>(総会の議決) 第25条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員合計票数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。この場合において、</p>

第5号議案

旧 条 文	新 条 文
<p>議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。</p> <p>(総会における書面表決等)</p> <p>第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合における前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。</p> <p>(会議の議事録)</p> <p>第27条 総会の議事については、議長において議事録を作成する。</p> <p>2 議事録には、議長およびその会議に出席した正会員のなかからその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印をしなければならない。</p>	<p>議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。</p> <p><u>2 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。</u></p> <p>(総会における書面表決等)</p> <p>第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合における前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。</p> <p>(会議の議事録)</p> <p>第27条 総会の議事については、議長において議事録を作成する。</p> <p>2 議事録には、議長およびその会議に出席した正会員のなかからその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印をしなければならない。</p> <p>3 <u>前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法による同意の意思を表示したことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 総会の議決があったものとみなされた事項の内容</u></p> <p><u>(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称</u></p> <p><u>(3) 総会の議決があったものとみなされた日</u></p> <p><u>(4) 議事録作成に係る職務を行った者の氏名</u></p>

旧 条 文	新 条 文
<p>(理事会の議事)</p> <p>第30条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。</p> <p>2 理事会の議事は、理事現在数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 各理事の表決権は、平等なるものとする。</p> <p>4 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。</p> <p>5 前項の場合における前2項の規定の適用については、出席したものとみなす。</p> <p>6 理事会の議事については、議長において議事録を作成し、議長およびその他の理事2名以上が署名押印しなければならない。</p>	<p>(理事会の議事)</p> <p>第30条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。</p> <p>2 理事会の議事は、理事現在数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 各理事の表決権は、平等なるものとする。</p> <p>4 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。</p> <p>5 前項の場合における前2項の規定の適用については、出席したものとみなす。</p> <p>6 理事会の議事については、議長において議事録を作成し、議長およびその他の理事2名以上が署名押印しなければならない。</p>
<p>(備え付け書類)</p> <p>第33条 事務局は主たる事務所において、定款、その認証および登記に関する書類の写しを備え置かなければならない。</p> <p>2 事務局は毎年度初めの3月以内に、前年度における下記の書類を作成し、これらを、その翌翌事業年度の末日までの間、<u>主たる事務所</u>に備え置かなければならない。</p> <p>①前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表および<u>収支計算書</u></p> <p>②役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名および住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿)</p> <p>③前事業年度において社員であった10名以上の者の氏名(法人にあってはその名称および代表者氏名)及び住所または居所を記載した書面</p>	<p>(備え付け書類)</p> <p>第33条 事務局は<u>その事務所</u>において、定款、その認証および登記に関する書類の写しを備え置かなければならない。</p> <p>2 事務局は毎年度初めの3月以内に、前年度における下記の書類を作成し、これらを、その翌翌事業年度の末日までの間、<u>事務所</u>に備え置かなければならない。</p> <p>①前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表および<u>活動計算書</u></p> <p>②役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名および住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿)</p> <p>③前事業年度末日において社員であった10名以上の者の氏名(法人にあってはその名称および代表者氏名)及び住所または居所を記載した書面</p> <p>④<u>最新の役員名簿</u></p>

第5号議案

旧 条 文	新 条 文
<p>(閲覧)</p> <p>第34条 会員及び利害関係人から前条の備え付け書類の閲覧請求があったときは、これに応じなければならない。</p> <p>(収支予算及び決算)</p> <p>第37条 この法人の事業計画及び<u>収支予算</u>は、総会の議決を経て定める。但し、総会の日まで前年度の予算を基準として執行し、それによる収入支出は、成立した予算の収入支出とすることができる。</p> <p>2 <u>収支決算は事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書とともに、監事の監査を受け、総会において承認を得なければならない。</u></p> <p>3 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第39条 この定款は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。</p>	<p>(閲覧)</p> <p>第34条 会員及び利害関係人から前条の備え付け書類の閲覧請求があったときは、<u>正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。</u></p> <p>(活動予算及び決算)</p> <p>第37条 この法人の事業計画及び<u>活動予算</u>は、総会の議決を経て定める。但し、総会の日まで前年度の予算を基準として執行し、それによる収入支出は、成立した予算の収入支出とすることができる。</p> <p>2 <u>この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書は、毎事業年度終了後3か月以内に、監事の監査を受け、総会において承認を得なければならない。</u></p> <p>3 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第39条 この定款は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経、<u>かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。</u></p>

慶弔規定（案）

特定非営利活動法人上越地域活性化機構

■ 死 亡

（1）理事（本人）

- ・香料 20,000円
- ・生花等のお供物（実費）及び弔電

（2）理事配偶者及び同居家族（1親等以内）

- ・香料 10,000円
- ・弔電

（3）会員 代表者

- ・香料 10,000円
- ・弔電

理事長(本人)及び理事長配偶者の死亡等、上記以外の場合は、その都度協議する。

付則

この規定は、平成24年5月24日から施行する。

■ 役員の変更について

下記の2名より辞任の申し出がありました。

・ 理事

中谷内 美昭 氏 （オージャス 株式会社）

・ 監事

植木 幸雄 氏 （株式会社 NTT 東日本－新潟）

その他

■ 会員の動向等について

平成23年度における会員の動向

・ 退会

株式会社 エリート 様

オージャス 株式会社 様

・ 入会

株式会社 品川アートプロ 様

株式会社 上越タイムス社 様

・平成24年4月1日現在の会員数 26団体

■会員企業一覧（平成24年4月1日現在 会員数26団体）

<役員名簿>

理事長	宮下 寿幸	株式会社桑原測量社
専務理事	曾田 耕一	株式会社ジェーミックス
理事	北井 一也	株式会社横瀬オーディオ>
	坂詰 吉寛	JCC ソフト株式会社
	東條 邦俊	上越商工会議所
	竹田 洋	株式会社丸互
	水上 喜芳	株式会社 JCS コンピュータ・サービス
	徳道 茂	株式会社ジェイテック
監事	渡辺 佐千雄	株式会社経営ブレイン
	尾崎 正弘	上越ケーブルビジョン株式会社
	星野 一雄	社団法人上越市有線放送電話協会

<会員名簿>

会員名	TEL	所在地
株式会社エヌエスアイ	025-522-2441	上越市高土町 1-8-7
株式会社 NTT 東日本-新潟	025-544-8000	上越市西本町 4-3-3
株式会社エルコム	025-525-8201	上越市下馬場 317-4
金井度量衡株式会社上越店	025-525-2524	上越市木田 1-3-47
クシヤ株式会社上越支店	025-543-4381	上越市五智 1-2-28
株式会社経営ブレイン	025-521-7060	上越市北城町 4-6-8
株式会社謙信堂	025-524-4154	上越市木田 1-8-15
株式会社桑原測量社	025-525-9100	上越市西田中 62-14
株式会社ジェイテック	025-526-0731	上越市中田原 153-2
株式会社 JCS コンピュータ・サービス	025-525-1095	上越市春日野 1-3-5
株式会社ジェーミックス	025-521-6311	上越市本町 5-5-9 ランドビル 1F

会員名	TEL	所在地
上越ケーブルビジョン株式会社	025-526-2111	上越市西城町 2-2-27
JCC ソフト株式会社	025-544-6400	上越市黒井 2598-30
社団法人上越市有線放送電話協会	025-523-6567	上越市鴨島 1-2-39
上越商工会議所	025-525-1185	上越市新光町 1-10-20
J マテ. ランドコム株式会社	025-522-0076	上越市木田 2-14-14
BSN アイネット株式会社上越支社	025-525-2581	上越市木田 2-1-1 山和ビル 8F
東日本システム建設株式会社 上越事務所	025-544-1188	上越市福田 11-1
北陸電電株式会社上越営業所	025-525-5814	上越市土橋 1153-1
株式会社丸互	025-543-1105	上越市春日新田 4-1-1
株式会社横瀬オーディオ	025-523-6171	上越市平成 166
株式会社菱化システム直江津センター	025-545-6053	上越市福田 1
協同組合くびき野地理空間情報センター	025-539-5131	上越市西城町 2-10-18
株式会社フジミック新潟	025-521-2977	上越市本町 5-5-9 ランドビル 1F
株式会社品川アート・プロ	025-525-1102	上越市平成町 588
株式会社上越タイムス社	025-525-6666	上越市高土町 2-4-6

< 顧 問 >

上越市	産業振興課課長 滝澤 良文
妙高市	企画政策課課長 松岡 由三
上越教育大学	学 長 若井 彌一
県立看護大学	学 長 渡邊 隆
新潟県 IT 産業ネットワーク 21	代表幹事 川崎 嘉郎

特定非営利活動法人 上越地域活性化機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人上越地域活性化機構という。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を新潟県上越市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、上越地域において情報利用技術（以下 IT という）を基盤技術として提供することで産業および地域の活動を活性化することを目的とする。

産・学・官・民の連携を促進するためのネットワーク化をコーディネートし、教育や介護・福祉などを核とした産業クラスター形成の促進や人材や企業の育成といった様々な支援事業、さらには地域内情報ネットワークにおけるセキュリティポリシーの運用・監査などを行いながら、地域の活性化を実現する。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① まちづくりの推進を図る活動
- ② 情報化社会の発展を図る活動
- ③ 経済活動の活性化を図る活動
- ④ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(活動に係る事業の種類)

第5条 この法人は前条の活動に係る次の事業を行う。

- ①情報化推進センター事業
 - ・地域情報化に関するプロデュース事業
 - ・デジタルデバイドの防止に関する事業
 - ・セキュリティーポリシーに関する事業
- ②地域産業クラスター形成事業
 - ・地域産業データベースの構築事業
 - ・組織間連携構築のための支援事業
- ③教育センター事業
 - ・人材の育成に関する事業
 - ・企業・団体の育成に関する事業
- ④その他目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、その目的を達成するための事業に充てるため、その他の事業を行う。

- ① 研修事業
- ② 出版事業
- ③ その他の物品販売事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。

- ① 正会員
この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人又は団体。
- ② 賛助会員
この法人の目的に賛同して入会し、活動を賛助する個人又は団体。

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 理事長は、前項の者に対し、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

- 2 会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 本人から退会の申出があったとき。
- ② 死亡したとき。団体にあつては解散したとき。
- ③ 会員が正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに応じず、理事会において退会を勧告したとき。
- ④ 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会の届けを理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会において出席正会員数の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。

- ① この定款又は規則に違反したとき。
- ② この法人の名誉を著しく傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- ① 理事 5名以上15名以内
- ② 監事 1名以上3名以内

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事及び監事は、兼任することはできない。
- 3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。
 - ① 理事長 1名
 - ② 専務理事 1名以内
 - ③ 常務理事 5名以内
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の常務を掌理する。
- 3 常務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の常務を分担して処理する。
- 4 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

(監事の職務)

第15条 監事は次の業務を行う。

- ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
- ② この法人の財産の状況を監査すること。
- ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- ④ 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- ⑤ 1号、2号の点について理事に個別に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。この任期は役員任期満了後、最初の総会終結まで延伸することができる。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で総会において3分の2以上の決議にもとづいて解任することができる。

- ① 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- ② 職務上の義務違反があると認められるとき。
- ③ その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

第18条 役員のうち、常勤又はそれに準じる役員は理事会の決議により有給とすることができ、その余の役員は無給とする。

- 2 前項の有給の役員の員数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。
- 3 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。

第5章 総会

(総会の構成)

第19条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

- 2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。
- 3 総会は、定時総会と臨時総会とする。

(総会の権能)

第20条 総会は、この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散
- ③ 他の特定非営利活動法人との合併
- ④ 事業計画及び活動予算の決定並びにその変更
- ⑤ 事業報告及び活動決算の承認
- ⑥ その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第21条 定時総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - ① 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - ② 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - ③ 監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに正会員に対し通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第24条 総会においては、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第25条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員合計票数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(総会における書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第27条 総会の議事については、議長において議事録を作成する。

2 議事録には、議長およびその会議に出席した正会員のなかからその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印をしなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法による同意の意思を表示したことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の議決があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の議決があったものとみなされた日
- (4) 議事録作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第28条 理事をもって理事会を構成する。

2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ② 総会に付議すべき事項
- ③ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第29条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- ① 理事長が必要と認めたとき。
- ② 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- ③ 監事から招集の請求があったとき。

2 理事長は前項第2号および第3号の請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならないが、理事長がその期間内にこれを行わないときは請求者が自ら招集できるものとする。

(理事会の議事)

第30条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

- 2 理事会の議事は、理事現在数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 4 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 5 前項の場合における前2項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 6 理事会の議事については、議長において議事録を作成し、議長およびその他の理事2名以上が署名押印しなければならない。

第7章 顧問

(顧問の構成)

第31条 この法人の運営が有用に行われるよう適切な助言と指導を受けるために顧問を設ける。顧問については理事長が推薦し、理事会が承認するものとする。

- 2 顧問は無報酬とする。

第8章 事務局

(事務局の構成)

第32条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は理事長が任免する。

- 4 理事は事務局長もしくは職員と兼職することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(備え付け書類)

第33条 事務局はその事務所において、定款、その認証および登記に関する書類の写しを備え置かなければならない。

2 事務局は毎年度初めの3月以内に、前年度における下記の書類を作成し、これらを、その翌翌事業年度の末日までの間、事務局に備え置かなければならない。

- ① 前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表および活動計算書
- ② 役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名および住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）
- ③ 前事業年度末日において社員であった10名以上の者の氏名（法人にあってはその名称および代表者氏名）及び住所または居所を記載した書面
- ④ 最新の役員名簿

(閲覧)

第34条 会員及び利害関係人から前条の備え付け書類の閲覧請求があったときは、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

第9章 資産及び会計

(資産の構成及び区分)

第35条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 財産目録に記載された財産
- ② 入会金および会費
- ③ 寄付金品
- ④ 事業に伴う収入
- ⑤ 財産から生じる収入
- ⑥ その他の収入

2 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第36条 その法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(活動予算及び決算)

第37条 この法人の事業計画及び活動予算は、総会の議決を経て定める。但し、総会の日まで前年度の予算を基準として執行し、それによる収入支出は、成立した予算の収入支出とすることができる。

- 2 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書は、毎事業年度終了後3か月以内に、監事の監査を受け、総会において承認を得なければならない。
- 3 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第10章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第40条 この法人は、特定非営利活動促進法第31条第1項第3号から第7号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て解散する。

第11章 広告の方法

(公告)

第41条 この法人の公告は官報においてこれを行う。

第12章 雑則

(委任)

第42条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会において定める別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、総会開催予定月の末日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、第 20 条第 1 項並びに第 37 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の会計年度は、第 38 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。
- 5 本法人の設立により、上越情報利用技術協議会の会員及び一切の財産は、この法人が継承する。

設立当初の役員名簿

役名	氏名
理事長	曾田耕一
理 事	北井一也
理 事	坂詰吉寛
理 事	染谷 浩
理 事	中谷内美昭
理 事	前川秀樹
理 事	水上喜芳
理 事	宮下寿幸
理 事	横尾秀樹
理 事	渡辺佐千雄
監 事	宮澤英文
監 事	星野一雄
監 事	藤巻 治

附 則（平成17年6月18日）

- 1 この定款の変更は、所轄庁の認証の日から施行する。

附 則（平成18年5月26日）

- 1 この定款の変更は、所轄庁の認証の日から施行する。

附 則（平成19年7月1日）

- 1 この定款の変更は、所轄庁の認証の日から施行する。

附 則（平成24年5月24日）

- 1 この定款の変更は、所轄庁の認証の日から施行する。